

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>「努力します」や「取り組みます」といった言葉が並んでいますが具体的な数値目標がなく、指標が目標の数値となっていない。効果を評価するための課題の抽出と具体的な対応策、そしてその効果の数値が必要と思われます。現在は素案なので今後具体的になっていくものと期待します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画では、課題に対して具体的な対応策や今後の方針・取組内容を記載しておりますが、それぞれ取組の成果となる、市民の満足度やサービスの充実度は、個々の感覚的なものや家庭環境によって異なるものであり、数値によって端的に成果を判断することは難しいものと考えております。その上で6つの計画の基本目標毎に参考となる独自指標を設定し、毎年度この指標を検証・確認しながら、取り組んでいくこととしております。</p>
2	<p>この度提出された意見はすべて要約なしで公表してください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見については、原文のまま掲載させていただきました。</p>
3	<p>子どもは、自身がその意思をもって、その家庭や家族の処に生まれてきたという事ではないのであり、偶然にも、その親や家庭のもとに生まれてきたのですから、その家庭がどのような状況であろうとも、その子どもには、当初から貧困により幸福追求の権利をなく奪われることは、認められないのが当然と考えます。それは、当たり前とは思いますが、それを当然とできる社会が、日本でも破壊されない事を平素願っています。</p> <p>そういう視点で見ると、貧困は当然どの社会にもあるという第1章2(1)の記載内容には、政治の怠慢を感じずにはいられません。これは一自治体の課題というよりは、国レベルの既存の政策に多くの問題があったことだと感じています。根拠法にある地方自治体の責務が記載されていますが、国の経済対策への自治体としての意見の具申も重要な事だと感じます。この計画が具体的にどのような実績を作るのかが、そのための重要な要素であると思いますので、委員の方々には策定後の評価においても追跡をできるような仕組みを御検討頂きたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の第1章2(1)の記載内容については、貧困がどの社会にもあって当然という主旨ではございません。生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない「絶対的貧困」とは異なり、先進国で注目されている「相対的貧困」という視点は、その社会の平均的な文化・生活水準との比較により導き出されるものであるため、どの社会においても一定の割合で見られることになるという主旨のものであり、かつ、それが「絶対的貧困」よりも表面化しにくいという傾向について触れているものです。</p> <p>地方自治体の責務として国への意見具申が重要とのご意見につきましては、子どもの貧困対策の推進に係る取り組みは、国や県と連携しなければならないと考えておりますので、第5章の1計画の推進体制にあるとおり、必要な措置の要請を国や県に行うこととしております。</p> <p>また、委員による計画策定後の追跡評価につきましては、第5章の2 計画の進行管理にあるとおり、「村上市子ども・子育て会議」において行い、改善措置に取り組むこととしております。</p>
4	<p>文面のことで気になる点がありました。第1章の表紙の下の文です。下から3行目「…なかなか実感がわきにくいかもしれません。」という表現ですが、「実態が顕在化し難い懸念が有ります。」と</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>国の進める「子供の未来応援国民運動」のホームページ冒頭でも、子どもの貧困が「見えにくい」と言われる文脈の中で「多くの人は『子供の貧困』</p>

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>して見ることを提案します。</p>	<p>に実感がわからないと思います。」という表現があります。ご指摘の部分は、子どもの貧困が私たちの身近にある社会問題であるということに目を向けていただきたいという思いから、わかりやすい表現にすることとして使用したものです。</p> <p>いただいたご意見に関し、表現の修正について検討させていただきましたが、現在の表現のままとさせていただきます。</p>
5	<p>今回実施した調査が、どの様に変化したのかを5年後にも実施して比較することが必要だと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>第5章の2 計画の進行管理にもあるとおり、「村上市子ども・子育て会議」を活用しながら、毎年度、本計画に関する進捗管理や評価を行うこととしております。あわせて本計画の進捗度、達成度を踏まえ、次期計画を策定することとしております。</p>
6	<p>教育の支援に関する事についての意見。学習支援の面で、家庭で宿題の正答を親が見るような事は、ひとり親家庭でなくとも、共働きの家庭が多い中、実効性は薄いと考えます。実体験からも感じています。公教育の場で必要な学力を習得できない事が問題だと私は常々感じています。</p> <p>公教育の内容への厳しい評価が求められる面も感じるのです。</p> <p>学習塾に通う事が当然のような状況を作ってきた社会の在り方が、改善必要だという事が大前提だと思います。</p> <p>子ども・子育て会議の会議録によると、教育関係の委員の意見に、子どもが自己評価しているよりも、実際は学習成果が得られているという見方が示されていました。また、調査から、区分1に該当する子どもの自己評価が低いのではないだろうかということでした。しかし、区分によらず、授業内容がわからない子どもが、小学3年生までに分からなくなり、中学生までひきずっている可能性もうかがえます。その間の変化が同じ子どもではどうだろうか、という評価ができる調査ではないので、残念ですが、もしも同じ子どもが多かったのであれば、それは支援の継続に対する検討が必要だろうと考えます。その継続ができていない理由を分析する必要もあると考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>学習支援の取り組みについては、P 5 6の「調査等に見る課題」を受け、第4章の2 教育の支援にあるとおり、「学校を中心とする支援」と「教育に係る費用負担の軽減」の2つの方向性で取り組んでおります。</p> <p>前者についてはP 7 8「教育補助員・学習支援員配置による学力向上事業」、後者についてはP 8 0に記載の各事業を実施しております。</p> <p>公教育に関するご意見についてですが、学校教育の現場では、教員が非常勤講師や介助員と連携し、全ての子どもにわかりやすく授業を行っておりますが、子どもたちの個々の能力に差異が生じることも現実であります。こうしたことから、ご意見を踏まえ、その要因について調査・分析を進めてまいります。</p>

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	<p>教育の支援に関する事。調査結果を参考にする と、小学3年生までに、自主学習の楽しさを習得 するような場が身近にある事は、その後の家庭学 習の習慣化にもつながる可能性も否定はできな いと考えます。学童保育所の利用が多い年齢でも あり、学童保育所機能に学習支援の人材を加える とか、空き教室や廃校を利用して居宅近くで子ど もが下校後に、学童保育所と兼用で、直接通える ような場所を設けることで、貧困の有無に拘らず 子どもの居場所も兼ねた学習支援の機会の保障 が出きると、塾通いに経費を捻出する苦労が減る 世帯も含めて住民への支援になるのでは、と考え ます。</p> <p>特に高学力を志向する子ども以外の基礎的な 学力を生活者として困らない程度に身に着ける ことが、公教育の最低限必要な成果ではないで しょうか。貧困家庭の可能性のある子どもはもちろ ん、それ以外の子どもでも、学力に自信が持てる ような、学習が楽しく主体的にできるようになる 、そうした子どもが増えることが、その子らが 暮らす地域の、将来の教育的環境の維持向上にも 繋がると思います。</p> <p>学ぶことが苦痛に思う様な人が増えることが、 社会への関心も低めたり、社会人としての自己効 力感をも低めてしまうのではないのでしょうか。地 方自治を担う未来の有権者でもある子どもの学 習支援は、貧困からの脱出にも必要かも知れませ んが、それは将来何らかの遭遇する問題事も乗り 越えるための自信を育てることにもなると考え、 とても大事なことだと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘にあったとおり、貧困と思われる状況の 有無に拘らず学習支援の機会を提供できるよう にするべきだと認識しております。</p> <p>学校の授業以外での学習支援としては、P92 (地域における支援)に記載の「地域未来塾」な どにより学習上のつまずきの解消や、学習意欲の 向上を図るよう取り組んでおります。</p> <p>学童保育の場での学習支援に関するご意見に ついては、放課後子ども教室と学童保育所の一体 的運営といった国の方向性は示されているもの の、学童保育所には、就労等により昼間家庭に保 護者がいない児童をお預かりし、その遊びと生活 を支援するという本来の事業目的もあることから、 子どもが集まる場であることをもって、一律 に学習の場にしていくことには慎重な議論が必要 だと思われまます。</p> <p>本計画につきましては、学習支援のみならず、 他の学年の子どもとの交流が少なくなっている 中で、子どもたち同士のつながりや地域での活動 を含めて学校や地域、行政でどのような放課後の 過ごし方を提供、支援できるかなどについても、 多角的な観点から考察し、施策を講じることとし ております。</p>